

小樽建設協会との意見交換の概要

1 日 時 平成13年4月27日(金) 10:00~11:30

2 場 所 小樽建設協会会議室

3 出席者

小樽建設協会関係者	15名
北海道総務部入札指導監察監室	2名
後志支庁総務部会計課事業管理室	2名

4 意見の内容(要旨)

全体について

- ・ 道の入札制度の改善は、拙速で国の改善と整合性がとれていない点があり、業界に混乱をもたらしている。例えば、指名業者名の公表時期や指名選考に際してランダム・カット方式の採用などであり、国の改善策の方が弾力的に感じられる。
- ・ 建設業界は各地域において、各般にわたりリーダーとして貢献を求められているが、健全経営があって初めて地域貢献ができる。健全経営を行うためには、入札参加機会がなければ行えない。
- ・ 制度や条件も緩やかに対応しないと地方の建設業者は衰退する。健全な業者も公募条件等が厳しいため、入札参加機会が少なくなり経営が厳しい状態となる。業者も道民であり、制度の運営は弾力的に行ってほしい。
- ・ 社会資本整備を通じて地域、国民経済に貢献している。制度で縛られると経営が悪くなり納税も減となる。

ランダム・カット式指名選考について

- ・ ランダム・カット方式は、受注機会の確保、機会均等の趣旨に反するものではないか。この方式により個々の企業の指名回数が偏在化(一度も指名実績がなかったもの2社等)し、受注意欲のある企業も切り捨てられる場合もあり、入札制度にはなじまないものだ。廃止を求めないがカットされる業者数を少なくするなどの、是正する方法を考えてほしい。指名候補者数は1.1倍程度でよいのではないか。
- ・ 後志の業者はA等級が18社と少なく、また、管外に出て営業している者が少なく、カットで落ちると営業計画がなりたたない。

指名業者名の公表時期について

- ・ 指名業者名の公表は、適正な競争を促進する意味で指名通知時が適正ではないか。現に、国においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」によっても指名通知時に公表している。
- ・ 入札に参加する相手が見えないと競争ができない。業者名の公表を指名通知時にして欲しい。

多様な入札方式について

- ・ 簡易公募型指名競争入札等において、建設業法上の許可を受けてから4年以上の営業期間や類似工事の実績がなければ応募できないなど、細かく参加要件を設けているため、類似工事の実績等がないと将来的に入札に参加できないことになる。建設業の許可を受け、総合的な内容で事業を行っており、施行は可能であるので、入札参加要件を見直して欲しい。
- ・ 簡易公募型等の応募要件が高いと業者の積極性が生きない。また、各支庁、各課で応募条件が違う。
- ・ 後志支庁の簡易公募型工事は配置予定技術者調書を義務づけており、技術者の配置予定は重複不可であるため、技術者が制約される（土現は、落札後に技術者調書を提出。開建は、応札時には技術者の重複が可能）。また、工事実績も課によってJVの構成員のすべてが実績がなくてはならないとされているため、応募できる工事が限定される。

その他

- ・ 予定価格と落札額が接近していると談合ではないかといわれるが、設計書に基づいて見積りした結果であり、落札率を問題にするのはおかしい。
- ・ 道と情報交換したいと思うが入口で断られてしまう場合がある。
- ・ 道が不良不適格業者の情報を得る方法として、協会を利用する方法もあるのではないか。